

中小企業の展示会等への出展を支援します

～ 「目指せ！中小企業経営力強化事業」のご案内 ～

東京都では、都内中小企業者等が国内外の展示会・見本市に出展する等の取組みに対する支援を実施いたします。ぜひ、この機会にご活用ください。

展示会等出展支援助成の内容

(1) 助成対象

以下の①～③をすべて満たす都内の中小企業者等

- ① 企業からの受注が売上全体の50%以上であること。
- ② 直近決算期の売上高が、前期又は平成20年9月以前の決算期のうち最新のもののいずれかと比較して減少していること。
- ③ 平成22年度若しくは平成23年度に、「経営課題解決支援事業」又は「グループ戦略策定支援特別対策事業」の支援を受け、販路開拓が必要とされていること。

※ただし、一度本助成金を受けたものは除く。(平成21年度「受注開拓緊急支援事業助成金」を含む。)

(2) 助成対象内容

以下の①、②のいずれか1つ(両方の申請はできません。)

① 展示会参加費用等の助成

- ・国内外の展示会・見本市等への出展費用
【①出展小間料、②資材費、③輸送費、④販促費
⑤広告費(⑤は①～④の20%以内)】
- ・助成金限度額：100万円
【助成対象と認められる経費の
2/3以内】



② 製品カタログ等作成費用の助成

- ・会社案内、製品カタログ・パンフレット等の作成経費
- ・助成金限度額：20万円
【助成対象と認められる経費の
2/3以内】



(3) 助成対象期間：交付決定日から平成24年2月29日まで

(ただし、平成24年3月開催の展示会に出展する場合のみ平成24年3月31日まで。)

※交付決定日以降に実施する事業に係る経費で、かつ助成対象期間内に契約及び支払いをする経費が助成の対象となります。**【注意】**：交付決定日以前に、実施する事業に関する経費及び契約又は支払いを行う経費は、助成の対象外となりますのでご注意ください。)ただし、出展小間料のみ、交付決定日以前に申し込んだものであっても助成対象となります。

(4) 受付期間：平成23年4月1日から助成金終了まで

※ただし、(1)③の支援を、平成22年度中に受けた企業等で、平成23年4月1日～平成23年5月12日の間に(a)展示会が開催されるもの又は(b)今後出展を計画する展示会に関する経費に係る契約又は支払い期限が到来するものに限っては、平成23年3月17日～24日の間に前倒しで受付をいたしますので、この期間内に必ず申請してください。

(5) 申請書類提出先：都内の各商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会

(6) 助成金交付機関：財団法人東京都中小企業振興公社

問い合わせ 産業労働局商工部経営支援課 渡辺、竹蓋
電話：03-5320-4890・4798 (直通)
内線：36-620・672